

# 船橋市分別収集計画

令和4年6月

# 目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法8条第2項第1号）	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法8条第2項第2号）	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法8条第2項第3号）	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法8条第2項第4号）	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法8条第2項第5号）	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法8条第2項第6号）	5
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、資源循環型の持続発展可能な社会を形成していく必要がある。

その為には、社会を構成するそれぞれの立場でその役割を認識し履行していくことが重要である。

廃棄物処理施設の確保は、非常に困難なものとなっており、本市においては、東京の通勤圏として宅地化が進み、昭和56年を最後に最終処分場の確保は不可能な状況となったため、現在は他市町村にごみ焼却灰などの処分を委ねている。ごみの処理処分については、自区域で行うことが原則となっており、ごみの減量・資源化の促進は重要な事項である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、ごみの減量・資源化の促進をし、資源の確保、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・市それぞれの役割と具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量と資源循環型社会の形成を図るものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたり、基本的方向を以下に示す。

- ①市民・事業者・行政の協働により持続可能な循環型社会の実現を目指す
- ②2Rのさらなる推進と環境負荷の低減を進める
- ③安全で安定した廃棄物の収集運搬及び処理体制を構築する

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、ペットボトルを対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法8条第2項第1号）

（単位：t）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	34,224	33,933	33,656	33,486	33,151

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施していく。

また、船橋市廃棄物減量等推進員（通称名：クリーン船橋530推進員）その他地域住民組織による資源化の活動を推進する。

### ①教育・啓発活動の充実

環境イベントの開催や、出前講座をはじめ、各施策の拡充及び効果的な啓発を実施する。

子ども向けの出前講座や、環境教育に活用できるコンテンツの充実を図り、若年層への啓発を実施する。

ごみ処理施設の見学会等の機会にごみの減量・資源化の必要性を啓発する。

市民に対し、ごみ減量啓発バスによるごみ処理施設の見学会・530推進員講習会などの機会を活用し、最終処分場の逼迫・ごみ処理経費などのごみ処理に係る情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制・再生利用の意義及び効果・ごみの適切な排出方法などの教育啓発を、ごみ減量啓発紙の「家庭ごみの出し方・リサちゃんだより」の発行により積極的に行う。

クリーン船橋530推進員により、ごみの減量、資源分別回収の推進運動やごみの適正な排出指導を実施する。

市と町会・自治会や市民を繋ぐ環境指導員（市職員）は、ごみ分別や排出指導、ごみの減量・資源化に関する啓発等を専門的に担当する職員が「動く回覧板」として、普及啓発を地域単位で行っていく。

### ②詰め替え商品の推奨、マイバッグ、マイボトル運動などの発生抑制行動の推奨

市民運動はもとより、事業者とも情報を共有し、マイバッグ、マイボトル運動を展開する。具体的には、パンフレット、啓発チラシ等により、マイバッグ、マイボトルの持参運動や詰め替え商品等の推奨を行う。

### ③簡易包装に対する小売業者の協力

小売業者に対して、過剰包装を廃止してもらえるよう働きかける。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法8条第2項第3号）

収集に係る分別の区分	分別収集する容器包装廃棄物の種類	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
カン	スチール製容器					
	アルミ製容器					
ビン	無色のガラス製容器					
	茶色のガラス製容器					
	その他色のガラス製容器					
ペットボトル	ペットボトル					

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法8条第2項4号）**

分別基準適合物量等

（単位：t）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール製容器	(合計) 818		(合計) 802		(合計) 786		(合計) 773		(合計) 755	
	(引渡)量 0	(独自処理)量 818	(引渡)量 0	(独自処理)量 802	(引渡)量 0	(独自処理)量 786	(引渡)量 0	(独自処理)量 773	(引渡)量 0	(独自処理)量 755
アルミ製容器	(合計) 1,326		(合計) 1,357		(合計) 1,389		(合計) 1,426		(合計) 1,455	
	(引渡)量 0	(独自処理)量 1,326	(引渡)量 0	(独自処理)量 1,357	(引渡)量 0	(独自処理)量 1,389	(引渡)量 0	(独自処理)量 1,426	(引渡)量 0	(独自処理)量 1,455
無色の ガラス製容器	(合計) 1,645		(合計) 1,603		(合計) 1,563		(合計) 1,527		(合計) 1,485	
	(引渡)量 0	(独自処理)量 1,645	(引渡)量 0	(独自処理)量 1,603	(引渡)量 0	(独自処理)量 1,563	(引渡)量 0	(独自処理)量 1,527	(引渡)量 0	(独自処理)量 1,485
茶色の ガラス製容器	(合計) 955		(合計) 914		(合計) 874		(合計) 839		(合計) 801	
	(引渡)量 0	(独自処理)量 955	(引渡)量 0	(独自処理)量 914	(引渡)量 0	(独自処理)量 874	(引渡)量 0	(独自処理)量 839	(引渡)量 0	(独自処理)量 801
その他の ガラス製容器	(合計) 1,725		(合計) 1,695		(合計) 1,666		(合計) 1,642		(合計) 1,611	
	(引渡)量 1,236	(独自処理)量 489	(引渡)量 1,225	(独自処理)量 470	(引渡)量 1,214	(独自処理)量 452	(引渡)量 1,206	(独自処理)量 436	(引渡)量 1,192	(独自処理)量 419
ペットボトル	(合計) 2,099		(合計) 2,218		(合計) 2,344		(合計) 2,484		(合計) 2,618	
	(引渡)量 2,099	(独自処理)量 0	(引渡)量 2,218	(独自処理)量 0	(引渡)量 2,344	(独自処理)量 0	(引渡)量 2,484	(独自処理)量 0	(引渡)量 2,618	(独自処理)量 0

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{過去5年間の実績} \times \text{増減割合} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率については「船橋市人口ビジョン」の将来人口推計（令和元年5月見直し）から設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
651,250人 (対前年度比)	652,672人 (対前年度比)	654,094人 (対前年度比)	655,516人 (対前年度比)	656,938人 (対前年度比)
1.01%増	0.22%増	0.22%増	0.22%増	0.22%増

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法8条第2項第5号）

### 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階 (収集の実施者)	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	資源ごみ (カン・金属類)	委託業者による 定期収集	委託業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	資源ごみ (ビン)	委託業者による 定期収集	委託業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
プラスチック	ペットボトル	資源ごみ (ペットボトル)	委託業者による 定期収集	委託業者

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法8条第2項第6号）

### 分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	資源ごみ (カン・金属類)	PP袋 ポリプロピレン	2 t 平ボディー車	ビン・カン・ペット リサイクルセンター (選別・圧縮施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	資源ごみ (ビン)	PP袋 ポリプロピレン	2 t 平ボディー車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
ペットボトル	資源ごみ (ペットボトル)	ネット状 回収容器	2 t パッカー車	

### 分別収集に必要な施設計画（その1）【排出段階】

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	排出容器	容器の仕様	管理主体等	備考
カン・金属類 (スチール・アルミ混合)	PP袋	材質：ポリプロピレン 容量：60ℓ	市 (配布・回収は 委託業者)	
ビン (色混合)				
ペットボトル	ネット状 回収容器	材質：ポリエチレン 容量：160ℓ(大) ：40ℓ(小)	市 (配布・回収は 委託業者)	

### 分別収集に必要な施設計画（その2）【集積場所】

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	集積場所	収集方式	管理主体等	備考
カン・金属類 (スチール・アルミ混合)	ごみ収集 ステーション	ステーション方式	市民	
ビン (色混合)				
ペットボトル				

### 分別収集に必要な施設計画（その3）【運搬段階】

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	車両	車両の仕様	管理主体等	備考
カン・金属類 (スチール・アルミ混合)	資源ごみ収集用 平ボディカー	型式：最大積載量2t	委託業者	
ビン (色混合)				
ペットボトル	ペットボトル 収集用 パッカー車	型式：最大積載量2t	委託業者	



分別収集に必要な施設計画（その4）【中間処理段階】

施設の種類	対象とする 容器包装廃棄物 等の種類	施設等の仕様（形状・ 形式・能力・数量等） 及び整備計画	管理主体等	参考欄 (現状施設状況)
ビン・カン・ペット リサイクルセンター		昭和62年11月から供用開始		
選別・圧縮施設	カン・金属類 (スチール・ アルミ選別)	(仕様) 主要機器：ベルトコンベアー 磁選機 アルミ選別機 プレス機 能力：25t/日	委託業者	
	ビン (無色・茶・その 他の色選別及び 生きビン選別)	(仕様) 主要機器：ベルトコンベアー 磁選機 能力：42t/日		
	ペットボトル	(仕様) 主要機器：ベルトコンベアー 減容機 能力：8.0t/日		
ストックヤード	スチール製容器	(仕様) 形状：屋外ストックヤード 容積：101m <sup>3</sup>	委託業者	
	アルミ製容器	(仕様) 形状：屋内ストックヤード 容積：120m <sup>3</sup>		
	無色の ガラス製容器	(仕様) 形状：屋外ストックヤード 容積：34m <sup>3</sup>		
	茶色の ガラス製容器	(仕様) 形状：屋外ストックヤード 容積：34m <sup>3</sup>		
	その他の ガラス製容器	(仕様) 形状：屋外ストックヤード 容積：57m <sup>3</sup>		
	ペットボトル	(仕様) 形状：屋内ストックヤード 容積：105m <sup>3</sup>		

## 1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

①学識経験者・事業者・廃棄物処理業者・民間団体の代表者等からなる、船橋市廃棄物減量等推進審議会において、廃棄物の適正処理とごみの減量・資源化等についての審議を進めていく。

- ・発 足 平成5年4月
- ・任 期 2年

②分別収集を円滑でより効率的に行うため、既に発足されている船橋市廃棄物減量等推進員制度の取り組みをより一層進めていく。

(推進員は、市内24コミュニティから自治会及び各種団体からの推薦に基づき市長が委嘱)

- ・発 足 平成7年5月
- ・任 期 2年
- ・主な職務
  - a. ごみの減量、資源分別回収の推進運動
  - b. ごみの適正な排出指導と集積場の清潔保持の活動
  - c. 不法投棄防止等地域環境美化に関する活動
  - d. 地域のごみ処理等の問題点と意見の把握（市への連絡）
  - e. 市の清掃関係PR活動への協力

③段ボールと紙パックについては、従来から有価物として市民団体により回収され、売却されているが、廃棄物の発生抑制につながるものとして、今後も回収を奨励する。

容器包装物の種類		分別の区分	回収段階	選別・保管段階
紙類	段ボール	有価物（段ボール）	市民団体による 集団回収	民間業者
	飲料用紙製容器	有価物（紙パック）		

(単位：t)

分別区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
段ボール	7,920	8,350	8,803	9,307	9,785
紙パック	87	96	106	118	130